

第1回 東村山市児童クラブ運営等に関する代表者協議

- 開催日 : 令和3年9月9日(木)
- 出席者 : (東村山学童保育連絡協議会) 会長2名、事務局次長1名、事務局員1名
(児童課) 児童課長、運営体制計画推進担当主査
- 協議等概要

1. 「東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会の最終報告(提言)」について

市より検討会から提出された最終報告(提言)について概要説明を行った。

- ・学識経験者、児童クラブ保護者などにより構成された「東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会」において、令和元年6月より足掛け三年にわたり継続した議論が行われ、令和3年8月26日付にて、検討結果をまとめた最終報告(提言)が市へ提出された。
- ・検討会では、社会情勢の変化等から、今後もすべての機能を「公」で担い続けていくのは現実的ではない旨の見解が示され、継続的かつ安定的な運営体制を検討するために、児童館・児童クラブの各役割を整理しながら、検証が行われた。
- ・検証の結果、提言では、児童クラブの育成支援を行うことは、民間でも十分に担うことが可能であるが、「公」はそういった市内の児童クラブのサービス水準を一定に保つべく、児童クラブを統括していく役割をより強化することと結論づけられ、児童館は「公」による運営を続けながら機能強化し、直接サービスを提供する児童クラブは、民間の活力を十分に活用すべきとされた。

2. 代表者協議について

本代表者協議について、市と学保連の間で以下のようにイメージの共有が図られた。

- ・本協議は、提言の趣旨を踏まえた上で、市と児童クラブ在籍児童の保護者を代表する組織となる学保連との間で、最終的な合意形成に向けた情報交換や建設的な意見交換を行う場であること。
- ・学保連組織の代表は、この協議を踏まえ、所属する各保護者会に対して情報共有を行い、必要に応じて意見収集した情報を組織として市へフィードバックすること。

3. 意見交換

①第2野火止児童クラブの指定更新について

市より令和5年度に指定更新の時期を迎える第2野火止児童クラブについて、その状況等を説明し、令和4年度に予定される事業者の再選定に向けた学保連としての考え方を伺った。

学保連より、指定期間である5年毎に指導員が入れ替われば、安定的な運営が損なわれる可能性があるため、選定にあたっては継続して運営が可能となる取り扱いや、既に当市で実績のある事業者に対しては、その実績を評価することのできる仕組みを検討することなども必要ではないかとの意見が述べられた。

②民間活力の導入に関する意見等について

学保連より、民間活力の導入に関する組織としての認識と留意する点について、以下のような意見が述べられた。

- ・学保連が長らく公営を希望していたのは、民営にすることで育成支援の質が下がるのではないかという不安からであったが、重要なのは運営主体の別ではなく、サービスレベルの維持・向上を図ることである。
- ・現在の第1・2野火止児童クラブのように、公営と民営が隣り合う施設においては、公平性の観点から、サービスの均一化がより図られるような取り扱いが必要ではないか。

③その他

本代表者協議を通じて、学保連の組織としての意向を示す際には、市に対して書面をもって行うことを互いに確認した。

4. 次回協議までの課題等

第2野火止児童クラブの指定更新について、学保連にて同クラブ在籍児童の保護者の意向を把握のうえ取りまとめ、次回協議することとなった。